

第 1 章 計画策定の基本事項

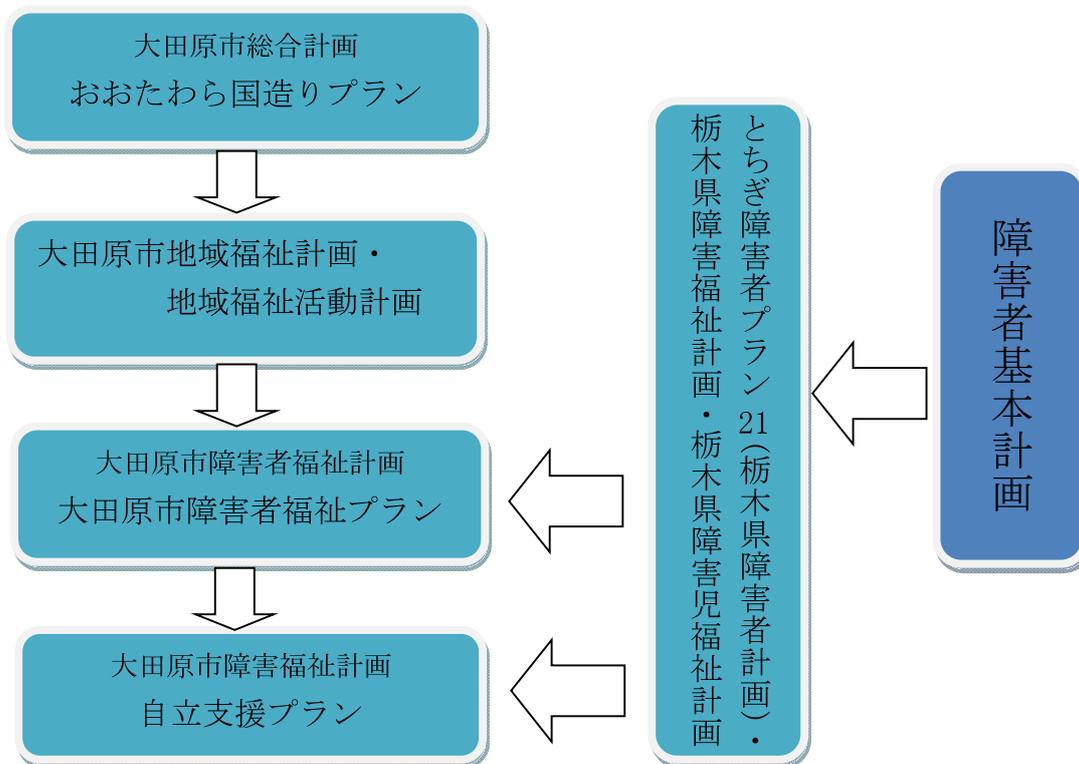
1 計画策定の意義

障害保健福祉施策については、市町村が障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の支援内容を決定する措置制度から、障害者等自らが支援内容を選択する支援費制度を経て、平成 18 年 4 月、「障害者自立支援法」の施行により 3 障害（身体障害、知的障害、精神障害）を一元化した枠組みによる新たな制度へと移行しました。

その後、平成 25 年 4 月に施行した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」及び「児童福祉法」に基づき、障害者等が個人のニーズに応じて日常生活や社会生活が営むことが出来るよう制度改正が行われました。

平成 28 年には障害者等が自ら望む地域生活を営むことが出来るよう生活と就労に対する支援の一層の充実ときめ細かい障害児支援のニーズに対応するため「障害者総合支援法」「児童福祉法」の一部が改正され、さらに平成 30 年にも新たなサービスを創設しました。

本計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく市町村障害福祉計画及び児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく市町村障害児福祉計画として位置付け、障害福祉サービス等の必要量を見込むとともに、その確保のための方策を定め、障害福祉サービス提供体制の計画的な整備を図ろうとするものです。



2 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間（第6期計画）とします。

	R1	R2	R3	R4	R5
地域福祉計画・地域福祉活動計画 (福祉分野の個別計画、福祉分野の上位計画)	第3次計画				
障害者福祉プラン(5カ年計画) (障害者等の観点から具体化を図る計画)	第5期計画				
自立支援プラン(3カ年計画) (障害福祉サービス等の確保に関する実施計画)	第5期計画		第6期計画		

3 計画策定の体制

この計画策定にあたり、障害者等の福祉に関わる方々の意見を反映させるため、「大田原市地域自立支援協議会」において、計画案についてご審議いただき、最終的な内容決定を行いました。

4 計画の推進・評価

障害者等を取り巻く環境の変化等に対応し、本市の障害福祉の向上を図るため、様々な地域課題の抽出や障害のある人のニーズを把握するとともに、本計画の見直しと円滑な推進に対応できる体制づくりを進め、民生委員や地区社協、障害福祉サービス事業者など、関係機関の情報共有と連携の強化を推進していきます。

計画達成の状況評価として、PDCAサイクルを導入し、年に1回、計画に対して実績を分析し、評価を行い、その結果、必要に応じて計画の改善を行います。

(PDCAサイクルによる計画の推進・評価)

